

新特定保健用食品制度について

我が国もいよいよ超高齢化社会へと突入しようとしています。いつまでも健康で、若々しくありたい、元気に老後を過ごしたいという欲求が消費者の中で急速に高まって来ています。マスコミで健康によいと一度取り上げられた食品等があつという間に売り切れたりするという現象も現れています。

このような食と健康に関する情報が氾濫する中で、消費者が健康食品等を効果的に利用できるような適切な情報を提供することを目的として、平成13年4月に保健機能食品制度が導入されました。この制度は、平成3年度から既に導入されていた特定保健用食品（以下、特保と略す）制度と新たに制度化された栄養機能食品制度とを併せた名称で、これにより消費者の健康食品等の選択幅が広がりました。

そして、一昨年からは厚生労働省は健康食品に係わる制度の見直しを検討していましたが、いよいよ今年2月1日から保健機能食品制度が改正、施行されることになりました。ここでは、そのうちの、新たに導入された新特保制度の概要を紹介します。

（1）条件付き特保制度の創設

現行制度においては、特保以外は機能表示が認められておらず、かえって曖昧な表示を増加させているのではという指摘もあり、消費者に対し正確な情報提供を推進するという観点から、現行の特保許可上の審査で求められている科学的根拠には届かないものの一定の有効性が確認される食品については、条件付きで許可対象とすることとなっています。表示については、例えば、現行の特保では「〇〇を含んでおり、血圧が高めの方に適した食品です」となりますが、条件付き特保は「〇〇を含んでおり、

根拠は必ずしも確立されていませんが、血圧が高めの方に適していることが示唆されている食品です」という内容になります。許可マークも、現行の特保のマーク中の文字を「条件付き特定保健用食品」とすることになります。

（2）特保（規格基準型）制度の創設

特保の許可件数が多く、科学的根拠が既に充分蓄積された成分については、許可手続き迅速化のため、新たに規格基準を作成したうえで、薬事・食品衛生審議会における個別審査をせずに、厚生労働省新開発食品保健対策室において規格基準に適合するか否かを審査し許可するという制度です。

（3）疾病リスク低減に関する表示の容認

栄養成分と疾病リスク低減の関係についての表示は、科学的な根拠が医学的・栄養学的に広く認められ、確立されている場合に限り、特保制度の枠内で認めることとなりました。これは、国際的にも認められる方向にあり、表示の選択肢を拡げ、消費者に対して明確な情報を提供するという観点によるものです。ただし、認めるに当たっては、疾病には多くの危険因子があることや十分な運動も必要であることなどを表示すること、過剰摂取に十分配慮した表示をつけることとなっています。現時点でこの条件を満たし、個別の食品において疾病リスク低減表示を認める必要があると考えられるのは、「カルシウムと骨粗鬆症」、「葉酸と胎児の神経管閉鎖障害」の場合であり、これ以外の栄養成分と疾病リスク低減の関係についての表示許可を求める場合は、十分な科学的根拠であると判断されるような文献・データを収集し、申請することとなります。

加工技術室 藤井 正人
指導分野： 菓子、清涼飲料水

愛産研食品工業技術センターニュース （平成17年5月1日発行）

編集・発行

愛知県産業技術研究所食品工業技術センター

〒451-0083 名古屋市西区新福寺町2-1-1 TEL 052-521-9316 FAX 052-532-5791

URL : <http://www.aichi-inst.jp/afri/> E-mail:afri@mb.aichi-inst.jp

包装食品技術協会

愛知県産業技術研究所食品工業技術センター内

TEL 052-521-9316 FAX 052-521-1323